

消防予第36号  
平成21年1月26日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

### 防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について

防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会については、「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」(昭和59年3月6日付け消防予第40号)により通知しているところですが、今般、消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)、消防法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第301号)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第105号)により、新たに防災管理制度が導入されるとともに、防火管理業務同様に防災管理業務の受託についても規定が整備されたことから、防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者に対する講習会について、その実施方法、講習科目及び講習時間の基準等を下記のとおり定めたので、通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもその旨周知されるようよろしくお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 講習会の受講者

講習会の受講者は防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者であるが、防災管理業務と防火管理業務は密接な関係があるため、防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者にあっては、防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を受講した後に、本講習会を受講すること。

##### 2 講習会の実施方法等

講習会の実施方法、教材等の活用、講習に係る費用については、防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会と同様に取り扱われたいこと。

##### 3 講習科目及び講習時間の基準

別添のとおり。

なお、本講習会と防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会

を併催することを妨げるものではなく、その場合は講義の方法等に応じて講習科目及び講習時間を調整して実施することも可能であること。

#### 4 効果測定

講習終了後、受講者の理解度を把握するため効果測定を行うこと。

時間は、1時間程度とし、効果測定の結果、講習内容についての理解が十分でないと判断される者に対しては再度講習を受けさせること。

また、本講習会と防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を併催する場合は効果測定も併せて行うことで差し支えないこと。

#### 5 講習修了証等

講習会の課程を終了し、効果測定の結果、講習内容についての理解が十分であると判断される者に対しては、修了証を交付すること。

修了証には、受講年月日、講習実施機関名を記載し、かつ、当該講習実施機関の証印を押すこと。なお、法人等が講習実施機関である場合、教科内容等が適切である旨を認定したものについては、その認定をした消防長会名等を付記して差し支えないこと。

講習実施機関は、修了証を交付した者の名簿を作成し、保存すること。なお、法人等が講習実施機関である場合、認定を行った消防長会等に当該名簿の写しを送付されること。

本講習会と防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を併催する場合には、修了証についてもその旨を記載した上で一本化して交付することで差し支えないこと。

## 講習科目及び講習時間の基準

講習科目	教科内容	講習の重点事項	講習時間
1 消防法規	1 消防法 2 防災管理制度関係法令	1 消防法の体系の概要を説明し、その中で、防災管理業務が消防法に基づいて行われることを理解させる。 2 現行防災管理制度を理解させるうえで必要な条文(消防法第36条関係等)をわかりやすく説明する。	30分
2 防災管理制度	1 防災管理の重要性 2 防災管理制度のしくみ 3 防災管理業務の委託	1 過去の地震等の災害事例の簡単な説明を通じて、防災管理の重要性を認識させる。 2 防災管理制度における管理権原者、防災管理者、防災管理業務従事者の役割と責任、消防計画の位置付けなどを中心に、防災管理制度のしくみについて説明する。 3 防災管理業務の委託に対する指導方針を理解させる。 また、この中で防災管理業務の一部を受託した者の防災管理制度における位置付けとその責任について理解させる。	30分
3 平常時の防災管理	1 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理 2 日常点検等の要点	1 建築物・設備の安全性の確認や家具等の転倒等の防止措置の重要性を理解させる。 2 設備・家具等の固定措置、装飾物、ガラス等の落下破損防止措置、地震災害時に自衛消防組織が使用する資機材等の維持管理等を説明するとともに、その日常点検等の要点を説明する。	1時間
4 発災時の防災管理	1 地震等の災害の態様 2 地震等の災害時の自衛消防活動 (1) 被害状況の確認及び情報集約	1 地震等の災害の態様について、建物の用途別・構造別の地震等の災害の特性を自衛消防活動の留意事項と関連付けながら理解させる。 2 自衛消防組織の役割と必要性を理解させ、具体的な自衛消防活動の内容、留意事項を説明する。	3時間

	<p>(2) 通報連絡        (3) 避難誘導        (4) 救出救護</p> <p>3 防災資機材等の活用技術</p>	<p>3 自衛消防組織が地震等の災害時に使用する防災資機材等の活用技術を理解させる。</p> <p>(1) 救助器具        (2) 切断・破壊器具        (3) エンジンカッター        (4) 携帯発電機等</p>	
5 防災管理業務従事者の教育訓練	<p>1 防災管理業務従事者に対する教育訓練と教育担当者の役割</p> <p>2 教育内容と実施方法</p> <p>(1) 教育内容        (2) 教育計画        (3) 自衛消防訓練</p>	<p>1 防災管理者が、消防計画に基づき実施する教育訓練を説明するとともに、防災管理業務の委託を業とする法人等の従事者（防災管理業務の従事者）に対しては、事業所ごとに選任された教育担当者が教育訓練を実施することの必要性を理解させる。</p> <p>2</p> <p>(1) 従業者の経験年数、担当防火対象物の用途・規模などに応じた教育内容を説明する。</p> <p>(2) 教育を実施するに当たっては、計画的に行う必要性を理解させ、教育計画作成上の留意事項を説明する。</p> <p>(3) 自衛消防活動の技術力の向上を目的とする自衛消防訓練については、次の事項を理解させる。</p> <p>① 訓練種別（図上訓練、基礎訓練、部分訓練、総合訓練等）        ② 訓練計画（実施要領、実施時期）        ③ 訓練指導のポイント        ④ 訓練資器材の活用方法        ⑤ 訓練結果の検討と評価</p>	1時間
6 効果測定	筆記試験	講習内容を十分理解したかどうかを確認する。	1時間

## 備考

- 1 地域の実情に応じ、消防長等が必要と認める講習科目等を加えて差し支えないこと。
- 2 教科内容に支障がない限り、講習時間等を適宜変更して差し支えないこと。